

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表  
 第二条関係

(傍線部は、改正部分)

別表(第二条関係)		新	
項	6 ~ 1	7	市町村
事務	(略)	一 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号。以下この項において「法」という。)、化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「条例」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 6 (略)	(略)
			熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、志木市、新座市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、滑川市、嵐山町、小川町
別表(第二条関係)		旧	
項	6 ~ 1	7	市町村
事務	(略)	一 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号。以下この項において「法」という。)、化製場等に関する法律施行条例(昭和五十九年埼玉県条例第三十一号。以下この項において「条例」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 6 (略)	(略)
			熊谷市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、志木市、新座市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、滑川市、嵐山町、小川町、川島町

		新																													
7																															
二 法、条例及び法の施行のための規則に基づ く事務のうち、次に掲げるもの 1～6 (略)																															
町、嵐山	町、毛呂山	市、伊奈	野市、白岡	市、ふじみ	市、吉川	市、日高	市、坂戸	市、蓮田	市、三郷	市、八潮	市、北本	市、久喜	木市、新座	戸田市、志	市、蕨市、	市、草加	市、上尾	市、鴻巣	市、羽生	市、春日部	市、東松山	市、本庄	市、加須	市、飯能	市、所沢	熊谷市、秩父市、	町、宮代町	町、神川	町、小鹿野	町、吉見	町、川島
		旧																													
7																															
二 法、条例及び法の施行のための規則に基づ く事務のうち、次に掲げるもの 1～6 (略)																															
町、小川	町、嵐山	町、毛呂山	市、伊奈	野市、白岡	市、ふじみ	市、吉川	市、日高	市、坂戸	市、蓮田	市、三郷	市、八潮	市、北本	市、久喜	木市、新座	戸田市、志	市、蕨市、	市、草加	市、上尾	市、鴻巣	市、羽生	市、春日部	市、東松山	市、本庄	市、加須	市、飯能	父市、所沢	熊谷市、秩	町、宮代町	町、神川	町、小鹿野	町、吉見

										新
22	21 ~ 15	14	13 ~ 8							
の 1 ~ 6 (略)	日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	12 条例第十四条の二第四項の規定による報告の受理 13 ~ 16 (略)	二・三 (略)	一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号。以下この項において「法」という。)、埼玉県屋外広告物条例(昭和五十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	1 ~ 11 (略)	(略)	(略)	町、小川 町、川島 町、吉見 町、小鹿野 町、神川 町、宮代 町、杉戸 町、松伏町	(略)	(略)
市、東松山 市、本庄 市、加須 市、飯能 市、所沢 市、秩父 市、行田 川越市、川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
										旧
22	21 ~ 15	14	13 ~ 8							
の 1 ~ 6 (略)	日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	12 ~ 15 (略)	二・三 (略)	一 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号。以下この項において「法」という。)、埼玉県屋外広告物条例(昭和五十年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	1 ~ 11 (略)	(略)	(略)	町、川島 町、吉見 町、小鹿野 町、神川 町、宮代 町、杉戸 町、松伏町	(略)	(略)
市、狭山 市、東松山 市、本庄 市、加須 市、飯能 市、所沢 市、秩父 市、行田 川越市、川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新

市、狭山、鴻巣、上尾、戸田、入間、朝霞、志木、和光、新座、久喜、北本、八潮、三郷、蓮田、坂戸、幸手、鶴ヶ島、日高、吉川、ふじみ、野市、白岡、伊奈、三芳、滑川、嵐山、小川、川島、吉見、鳩山、ときがわ、横瀬、皆野、町、長瀬

旧

市、鴻巣、上尾、戸田、入間、朝霞、志木、和光、新座、久喜、北本、八潮、三郷、蓮田、坂戸、幸手、鶴ヶ島、日高、吉川、ふじみ、野市、白岡、伊奈、三芳、滑川、嵐山、小川、川島、吉見、鳩山、ときがわ、横瀬、皆野、町、長瀬、小鹿野

				新
40	39 ~ 23	(略)		
二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 3 (略)	一 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 7 (略)	(略)	町、小 鹿野 町、美 里 町、神 川 町、上 里 町、松 伏町	
伊奈町、毛 呂山町、滑 川町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、小 鹿 野町、東 秩 父村、美 里 町、神 川 町、上 里 町、宮 代町	伊奈町、毛 呂山町、滑 川町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、小 鹿 野町、東 秩 父村、美 里 町、神 川 町、上 里 町、宮 代町	(略)	町、小 鹿野 町、美 里 町、神 川 町、上 里 町、松 伏町	
				旧
40	39 ~ 23	(略)		
二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 3 (略)	一 水道法(昭和三十二年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 7 (略)	(略)	町、美 里 町、神 川 町、上 里 町、松 伏町	
伊奈町、毛 呂山町、滑 川町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、小 鹿 野町、東 秩 父村、美 里 町、神 川 町、上 里 町、宮 代町	伊奈町、毛 呂山町、滑 川町、嵐山 町、小川 町、川島 町、吉見 町、鳩山 町、ときが わ町、小 鹿 野町、東 秩 父村、美 里 町、神 川 町、上 里 町、宮 代町	(略)	町、美 里 町、神 川 町、上 里 町、松 伏町	

					新
61	60 ~ 52	51	50 ~ 41		
<p>一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(工場に係るものに限る。)</p> <p>1 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(法第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(法第十八条の十三第二項及び第十八条</p>	(略)	<p>二〇六 (略)</p>	<p>一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費に係る事業又は施設に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理</p>	(略)	<p>町、上里 町、宮代町</p>
(略)	(略)	(略)	<p>熊谷市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、戸田市、朝霞市、志木市、久喜市、富士見市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市</p>	(略)	
					旧
61	60 ~ 52	51	50 ~ 41		
<p>一 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(工場に係るものに限る。)</p> <p>1 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条(法第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項(法第十八条の十三第二項及び第十八条</p>	(略)	<p>二〇六 (略)</p>	<p>一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費又は同法第五十四条の二第一項の地域密着型介護予防サービス費に係る事業又は施設に係るものに限る。)のうち、法第十四条から第十四条の三まで、第十五条第二項、第十五条の二第一項及び第十六条第一項の規定による届出の受理</p>	(略)	<p>町、宮代町</p>
(略)	(略)	(略)	<p>熊谷市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、戸田市、朝霞市、志木市、久喜市、富士見市、幸手市、吉川市</p>	(略)	

79		78 ~ 62					
一 (略)	二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 7 (略)	七 (略)	(略)	二 五 (略)	三 十 (略)	六 法に基づく事務のうち、法第十八条の十五 第六項の規定による報告の受理	の三十六第二項において準用する場合を 含む。)、第十八条の六第一項及び第三項、 第十八条の七第一項、第十八条の二十八第 一項、第十八条の二十九第一項並びに第十 八条の三十第一項の規定による届出の受 理 2 法第九条、第九条の二、第十四条第一項 及び第三項、第十五条第二項、第十五条の 二第二項、第十八条の八、第十八条の十一、 第十八条の三十一並びに第十八条の三十 四第二項の規定による命令
熊谷市、行 田市、秩父 市、飯能 市、加須 市、東松山	(略)	(略)	(略)	春日部市、 草加市	(略)		
新							
79		78 ~ 62					
一 (略)	二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 ~ 7 (略)	七 (略)	(略)	二 五 (略)	三 十 (略)	六 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (工場に係るものに限る。) 1 法第十八条の十七第一項及び第二項の 規定による届出の受理 2 法第十八条の十八及び第十八条の二十 一の規定による命令 3 法第二十六条第一項の規定による報告 の徴収及び立入検査(1及び2の事務に係 るものに限る。)	の三十六第二項において準用する場合を 含む。)、第十八条の六第一項及び第三項、 第十八条の七第一項、第十八条の十七第一 項及び第二項、第十八条の二十八第一項、 第十八条の二十九第一項並びに第十八条 の三十第一項の規定による届出の受理 2 法第九条、第九条の二、第十四条第一項 及び第三項、第十五条第二項、第十五条の 二第二項、第十八条の八、第十八条の十一、 第十八条の十八、第十八条の二十一、第十 八条の三十一並びに第十八条の三十四第 二項の規定による命令
熊谷市、秩 父市、飯能 市、加須 市、東松山 市、草加	(略)	(略)	(略)	春日部市	(略)		
旧							

新

旧

80

(略)

三 (略)

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
1～5 (略)

(略)

熊谷市、行  
田市、飯能  
市、東松山  
市、戸田  
市、久喜  
市、坂戸  
市、ふじみ  
野市

(略)

市、草加  
市、戸田  
市、朝霞  
市、志木  
市、和光  
市、新座  
市、久喜  
市、北本  
市、蓮田  
市、坂戸  
市、日高  
市、ふじみ  
野市、白岡  
市、伊奈  
町、三芳  
町、嵐山  
町、吉見  
町、鳩山  
町、小鹿野  
町、美里  
町、上里  
町、松伏町

80

(略)

三 (略)

四 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
1～5 (略)

(略)

熊谷市、東  
松山市、戸  
田市、久喜  
市、坂戸  
市、ふじみ  
野市

(略)

市、戸田  
市、朝霞  
市、志木  
市、和光  
市、新座  
市、久喜  
市、北本  
市、蓮田  
市、坂戸  
市、日高  
市、ふじみ  
野市、白岡  
市、伊奈  
町、三芳  
町、嵐山  
町、吉見  
町、鳩山  
町、小鹿野  
町、美里  
町、上里  
町、松伏町



91 ~

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下この項において「施行令」という。）及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下この項において「施行規則」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第九条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第一項、第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項及び第三項、第二百二十条第一項、第二百三十四条第一項、第三百三十七条第四項、第四百一条第一項後段（法第四百四十五条において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項、第百八十三条第一項、第百八十六条第四項並びに第百九十条第一項後段（法第九十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可
- 2 法第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧
- 3 法第十一条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第百

（略）

91 ~

マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号。以下この項において「法」という。）、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号。以下この項において「施行令」という。）及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第十六号。以下この項において「施行規則」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第九条第一項、第三十四条第一項、第三十八条第四項、第四十五条第一項、第五十条第一項、第五十一条第三項、第五十四条第一項、第五十七条第一項後段（法第六十六条において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項及び第三項、第二百二十条第一項、第二百三十四条第一項、第三百三十七条第四項並びに第四百一条第一項後段（法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による認可
- 2 法第十一条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧
- 3 法第十一条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に

（略）

新

- 七十条第二項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理
- 4 法第十一条第三項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条第三項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知
- 5 法第十一条第五項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十条第五項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
- 6 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第一項（法第百八十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- 7 法第二十四条第三項第三号（法第二百二十六条第三項及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条第六項及び第七十二条の規定による届出の受理
- 8 法第二十五条第一項（法第二百二十六条第三項及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条第六項及び第七十二条の規定による届出の受理
- 9 法第二十五条第二項（法第二百二十六条第三項及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第六項、第五十一条第七項、法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項、法第

旧

- よる意見書の受理
- 4 法第十一条第三項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査、命令及び通知
- 5 法第十一条第五項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理
- 6 法第十四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条第一項（法第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び図書の送付
- 7 法第二十四条第三項第三号（法第二百二十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理
- 8 法第二十五条第一項（法第二百二十六条第三項において準用する場合を含む。）、第五十一条第六項及び第七十二条の規定による届出の受理
- 9 法第二十五条第二項（法第二百二十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三十八条第六項及び第五十一条第七項、法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項、法第九十九条第三項、第

新

旧

92

92

- 九十九条第三項、第二百一十三條第一項（法第百三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第百三十七條第五項及び第百八十六條第五項の規定による公告
- 10 法第四十一條の二第三項（法第百三十八條及び第百八十七條において準用する場合を含む。）の規定による調査の受託
- 11 法第四十一條の二第四項（法第百三十八條及び第百八十七條において準用する場合を含む。）の規定による意見の申出
- 12 法第四十二條（法第百三十八條及び第百八十七條において準用する場合を含む。）及び第五十三條第一項の規定による承認
- 13 法第九十七條第二項、第百六十條第二項及び第百二十三條第二項の規定による命令
- 14 法第九十八條第一項及び第二項、第百六十一條第一項及び第二項並びに第二百一十四條第一項及び第二項の規定による検査
- 15 法第九十八條第三項、第百六十一條第三項及び第二百一十四條第三項の規定による処分取消し、変更及び停止並びに命令
- 16 法第九十八條第四項、第九十九條第二項、第百六十一條第四項及び第二百一十四條第四項の規定による認可の取消し
- 17 法第九十八條第五項、第百六十一條第五項及び第二百一十四條第五項の規定による総会及び総代会の招集
- 18 法第九十八條第六項、第百六十一條第六項及び第二百一十四條第六項の規定による解任の投票の実施

- 百二十三條第一項（法第百三十四條第二項において準用する場合を含む。）並びに第百三十七條第五項の規定による公告
- 10 法第四十一條の二第三項（法第百三十八條において準用する場合を含む。）の規定による調査の受託
- 11 法第四十一條の二第四項（法第百三十八條において準用する場合を含む。）の規定による意見の申出
- 12 法第四十二條（法第百三十八條において準用する場合を含む。）及び第五十三條第一項の規定による承認
- 13 法第九十七條第二項及び第百六十條第二項の規定による命令
- 14 法第九十八條第一項及び第二項並びに法第百六十一條第一項及び第二項の規定による検査
- 15 法第九十八條第三項及び第百六十一條第三項の規定による処分取消し、変更及び停止並びに命令
- 16 法第九十八條第四項、第九十九條第二項及び第百六十一條第四項の規定による認可の取消し
- 17 法第九十八條第五項及び第百六十一條第五項の規定による総会及び総代会の招集
- 18 法第九十八條第六項及び第百六十一條第六項の規定による解任の投票の実施

新

- 19 法第九十八条第七項、第百六十一条第七項及び第二百四十四条第七項の規定による議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し
- 20 26 (略)
- 27 法第百六十条第一項及び第二百十三条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告、助言及び援助
- 28 法第百六十三条第一項及び第二百六十六条第一項の規定による技術的援助の請求の受理
- 29 法第百六十三条第二項及び第二百六十六条第二項の規定による協力の要請
- 30 (略)
- 31 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第七条第二項及び第九条第一項の規定による公告
- 32 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第七条第三項の規定による選任
- 33 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第七条第四項の規定による届出の受理
- 34 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第八条第四項の規定による書面の受理
- 35 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用す

旧

- 19 法第九十八条第七項及び第百六十一条第七項の規定による議決、選挙、当選及び解任の投票の取消し
- 20 26 (略)
- 27 法第百六十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告、助言及び援助
- 28 法第百六十三条第一項の規定による技術的援助の請求の受理
- 29 法第百六十三条第二項の規定による協力の要請
- 30 (略)
- 31 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第七条第二項及び第九条第一項の規定による公告
- 32 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第七条第三項の規定による選任
- 33 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第七条第四項の規定による届出の受理
- 34 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第八条第四項の規定による書面の受理
- 35 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第八条第八項から第十一項ま

新

旧

97 96 ~ 93	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法に基づく事務のうち、法第五十二条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第10号）第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（所得の状況に係るものに限る。）</p>	<p>(略)</p>		<p>る場合を含む。）において準用する施行令第八条第八項から第十一項まで及び第十條第一項の規定による指名</p> <p>36 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第十条第二項の規定による保存</p> <p>37 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第十一条第一項の規定による申出の受理</p> <p>38 施行令第二十六条第二項（施行令第三十五条及び第四十三条において準用する場合を含む。）において準用する施行令第十一条第二項及び第三項の規定による決定</p> <p>39・40 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市</p>
97 96 ~ 93	<p>一・二 (略)</p> <p>三 法に基づく事務のうち、法第五十二条第一項及び第五十六条第一項の規定による申請（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第10号）第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。）に係る審査（所得の状況に係るものに限る。）</p>	<p>(略)</p>		<p>及び第十条第一項の規定による指名</p> <p>36 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第十条第二項の規定による保存</p> <p>37 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第十一条第一項の規定による申出の受理</p> <p>38 施行令第二十六条第二項において準用する施行令第十一条第二項及び第三項の規定による決定</p> <p>39・40 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市</p>

新

市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ市、野市、白岡市、伊奈市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町

旧

市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ市、野市、白岡市、伊奈市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町

				新
101	100	99・98	(略)	
食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)第七条の規定により知事が行うこととされているものを除く。)のうち、次に掲げるもの	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～3 (略)			町、鳩山 町、ときがわ 町、横瀬 町、皆野 町、長瀬 町、小鹿野 町、東秩父 村、美里 町、神川 町、上里 町、宮代 町、杉戸 町、松伏町
川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市	加須市、鴻巣市、上尾市、久喜市、蓮田市、坂戸市、白岡市、吉見市、鳩山町、美里町、神川町、上里町		(略)	
				旧
101	100	99・98	(略)	
食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(平成二十七年政令第六十八号)第七条の規定により知事が行うこととされているものを除く。)のうち、次に掲げるもの	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1～3 (略)			町、鳩山 町、ときがわ 町、横瀬 町、皆野 町、長瀬 町、小鹿野 町、東秩父 村、宮代 町、杉戸 町、松伏町
川越市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市	加須市、鴻巣市、上尾市、久喜市、蓮田市、坂戸市、白岡市、吉見市、鳩山町、神川町、上里町		(略)	

1  
5  
6  
(略)

新

市、本庄  
市、東松山  
市、狭山  
市、鴻巣  
市、上尾  
市、戸田  
市、入間  
市、朝霞  
市、志木  
市、和光  
市、新座  
市、久喜  
市、北本  
市、八潮  
市、三郷  
市、蓮田  
市、坂戸  
市、幸手  
市、鶴ヶ島  
市、日高  
市、吉川  
市、ふじみ  
野市、白岡  
市、伊奈  
町、三芳  
町、滑川  
町、嵐山  
町、小川  
町、川島  
町、吉見  
町、鳩山  
町、ときが  
わ町、横瀬

1  
5  
6  
(略)

旧

市、東松山  
市、狭山  
市、鴻巣  
市、上尾  
市、戸田  
市、入間  
市、朝霞  
市、志木  
市、和光  
市、新座  
市、久喜  
市、北本  
市、八潮  
市、三郷  
市、蓮田  
市、坂戸  
市、幸手  
市、鶴ヶ島  
市、日高  
市、吉川  
市、ふじみ  
野市、白岡  
市、伊奈  
町、三芳  
町、滑川  
町、嵐山  
町、小川  
町、川島  
町、吉見  
町、鳩山  
町、ときが  
わ町、横瀬  
町、皆野





		新
116～104		
(略)		
(略)	村、上里町、東秩父野、小鹿野、わ町、皆野、町、ときが、町、鳩山、町、吉見、町、川島、町、小川、町、嵐山、町、滑川	
		旧
116～104		
(略)		
(略)	村、上里町、東秩父野、小鹿野、町、皆野、町、鳩山、町、吉見、町、川島、町、小川、町、嵐山、町、滑川	